

第15号様式（第37条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 13日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 大月事業所

住所 山梨県大月市大月町花咲223

氏名 事業所長 榎本治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0554-20-1188

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 大月事業所
事業場の所在地	山梨県大月市大月町花咲223
計画期間	令和7年 4月 1日～令和8年 3月31日

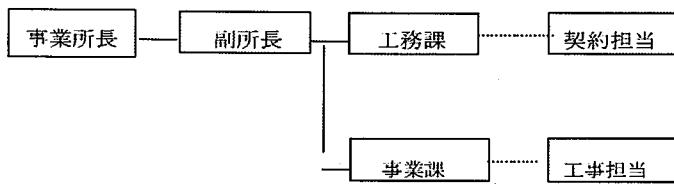
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	【建設業】総合工事業
② 事業の規模	令和7年度 元請工事完成出来高 1,708百万円
③ 従業員数	18名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場→収集運搬業者（委託）→中間処理業者（委託）→最終処分場

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体系図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
排出量	別表1のとおり t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の再資源化による有効活用の促進。 ・発注者との協議による発生量3Rの促進。 	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
排出量	別表1のとおり t
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・現状と同様の取り組みを継続する。 	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック、アスコンがら、コンクリートがら、紙くず、木くず、金属くず、繊維くず、がれき類等。 分別：分別した廃棄物の保管場所の確保。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状と同様の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
①現状 (これまでに実施した取組) ・実施なし。	
②計画 (今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
①現状 (これまでに実施した取組) ・実施なし。	
②計画 (今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
・実施なし。		
【目標】		
産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量		t
優良認定処理業者への処理委託量		t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)		
・可能な限り、優良認定処理業者や再生利用業者へ委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別表2のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・現状と同様の取り組みを継続する。			
※事務処理欄			

別表 1

(t)

産業廃棄物の種類	令和6年度実績	令和7年度目標
アスコンがら	657.5	660
コンクリートがら	15.3	20
汚泥	0.0	20
廃プラスチック類	25.7	25
がれき類	16.1	20
その他混合廃棄物	53.5	55
合計	768.1	800.0

別表2

令和6年度実績

(t)

産業廃棄物 の種類	アスコン がら	コンクリート がら	汚泥	廃プラス チック類	がれき類	その他 混合物	合計
全処理委託量	657.5	15.3	0.0	25.7	16.1	53.5	768.1
優良認定処理業者への 処理委託量							
再生利用業者への 処理委託量	657.5	15.3	0.0	25.7	16.1	53.5	768.1
認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外 熱回収を行う業者への 処理委託量							

令和7年度計画

(t)

産業廃棄物 の種類	アスコン がら	コンクリート がら	汚泥	廃プラス チック類	がれき類	その他 混合物	合計
全処理委託量	660	20	20	25	20	55	800.0
優良認定処理業者への 処理委託量							
再生利用業者への 処理委託量	660	20	20	25	20	55	800.0
認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外 熱回収を行う業者への 処理委託量							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。